

ゴム防舷材耐久性審査証明基準

財団法人 港湾空港建設技術サービスセンター

1. 総 則

この基準は、財団法人港湾空港建設技術サービスセンター（以下「センター」という）で定める「ゴム防舷材耐久性審査証明事業実施要領」（以下「実施要領」という）第8条に基づく耐久性証明のための審査基準を定めるものである。

2. 審査の内容

審査の内容は、実施要領第3条及び第9条第2項で求める下記の事項とする。

- 1) 耐久性の確認： 仕様書に適合した耐久性を確保していること。
- 2) 供給の安定性： 製造工場において、適切な品質管理の基に製造が行われ安定して供給できること。
- 3) 輸送及び保管の管理体制
： ゴム防舷材の運搬および管理体制が適切であること。

3. 審査の方法および判定

審査は、実施要領第4条で求める資料、第5条による確認事項及び第9条に基づく追加資料等により、その適合性を確認し判断する。判定は、別表-2に定める審査項目ごとの審査方法に基づき、おのこの判定基準をすべて満足していることを確認する。

平成22年4月1日 制定

別表－２ ゴム防舷材耐久性審査項目及び判断基準（新規／更新時）

(1) 耐久性

審査事項	審査の方法	判断基準	新規審査	更新審査	別表-1との関係
繰返し圧縮試験方法	・ 認証機関等へ提出（説明）を行った試験実施概要書の確認	・ ゴム防舷材耐久性試験実施基準に適合した供試体, 試験装置, 試験方法で耐久性試験が実施されているか	○	△	4-1 4-2
繰返し圧縮試験記録	・ 認証機関等の証明書発行に際し確認された試験記録値の確認 （認証機関証明書の写し：認証機関名称、所在地、試験実施時期－申請日より過去1年以内一等が確認できるもの）	・ ゴム防舷材耐久性試験実施基準に準拠した計測項目（試験室温度、圧縮サイクル、圧縮回数、圧縮量）が確認できるか	○	△	
耐久性能の確認	・ 認証機関等が申請日より過去1年以内に発行した繰返し圧縮試験証明書の確認	・ 目視観察にて、クラックの発生が認められなかったか	○	△	4-2
	・ 認証機関等が申請日より過去1年以内に発行した性能試験成績証明書（繰返し圧縮試験実施前後）の確認	・ 耐久性試験の前／後において、「吸収エネルギー」と「反力値」が著しく低下していないか	○	△	4-3
	ゴムの物理的性質の確認 ・ 認証機関等が申請日より過去1年以内に発行した物理試験成績証明書の確認（*資料の提出があった場合）	・ 試験結果が、共通仕様書第1編第2章第13節2-13-1で定める「ゴムの物理的性質」の基準値を満足しているか	○	○	4-4

(2) 供給の安定性

審査事項	審査の方法	判断基準	新規審査	更新審査	別表-1との関係
工場の供給能力	【該当工場の概要】 ①該当工場の沿革②資本金 ③他のJIS指定品目のJISマーク表示許可工場又はISO9001に基づく認証工場を取得している場合は、その許可（認証）年月日、品目、番号等を記入した書類による確認	・ 資材の瑕疵等による補償責任及び品質保証に関して社会的責任が負えるか	○	△	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-9
製造能力	【製造の概要】 ・ 組織図、最近6箇月の月別及び過去5年間の年間生産量、主要生産設備一覧を記入した書類の確認	・ 製造能力が十分であるか	○	△	5-7 5-9
耐久性に関する品質管理状況	・ 品質管理の体系図（その品質管理リスト一覧等）及び品質管理の社内規程等の確認	・ 品質管理の規程が整備されており、適切に実施されているか	○	△	5-8
	品質システムの維持状況 ・ 工場の指定、認証等（JISマーク表示許可、又はISO9001に基づく認証取得（更新）の有無を識別できる資料）	・ 品質システム関係の外部認証を取得している場合には、適切に維持更新されているか	○	○	5-4
	不適合品等の発生状況 ・ 過去3年間における不適合品及びクレームの発生状況及び処理状況を示す書類の確認	・ 不適合品及びクレームの発生状況、並びに不適合品及びクレームが発生した場合の処理が適切に実施されているか	○	○	5-10

(3) 輸送及び保管の管理体制

審査事項	審査の方法	判断基準	新規審査	更新審査	別表-1との関係
管理体制	・ 輸送・保管の管理に関して社内規程及び外注者との取決めを体系的に図示した書類及び責任部門などを併記した書類の確認	・ 輸送及び保管の管理規程が整備され適切に管理されているか	○	△	6-1 6-2
管理方法	・ 工場出荷から工事現場へ納品するまでの各工程にける輸送方法、保管場所、管理項目、管理方法及び検査方法を記入した書類の確認	・ 管理方法が管理体制と整合し、品質劣化を起こさない輸送及び保管の方法となっているか	○	△	6-3 6-4

注) △印の項目は、前回の申請時点と内容変更が生じた場合に審査する。